

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	南風原町 児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南風原町は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南風原町長

公表日

令和5年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務	
②事務の概要	児童扶養手当は、離婚等で、父親や母親と生計を共にできない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して支給される手当である。 児童扶養手当の支給に際しては所得制限判定を行っており、所得の高い受給者については手当の一部支給、または支給停止等の支給制限を行っている。 また、継続して受給可能か確認する為に、毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、年度毎に支給判定を行っている。 窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	
③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
1. 受給者情報ファイル 2. 児童情報ファイル 3. 受給者所得情報ファイル 4. 配偶者義務者所得情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一の37の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の57の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	こども課	
②所属長の役職名	こども課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	098-889-4415	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目	平成27年3月16日 時点	令和1年6月11日 時点	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ リスク対策		新様式の項目追加	事後	
令和1年6月14日	評価書名	南風原町 児童扶養手当システム 基礎項目評価書	南風原町 児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年6月14日	情報提供ネットワークによる情報連携	①実施の有無[実施しない]	①実施の有無[実施する] ②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の57の項	事後	
令和2年9月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和1年6月11日 時点	令和2年9月11日 時点	事後	
令和2年9月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和1年6月11日 時点	令和2年9月11日 時点	事後	
令和3年8月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の57の項	番号法第19条第8号 別表第二の57の項	事前	番号法改正の施行(令和3年9月1日)に伴い修正
令和5年3月24日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当は、離婚等で、父親や母親と生計を共にできない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して支給される手当である。児童扶養手当の支給に際しては所得制限判定を行っており、所得の高い受給者については手当の一部支給、または支給停止等の支給制限を行っている。 また、継続して受給可能か確認する為に、毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、年度毎に支給判定を行っている。	児童扶養手当は、離婚等で、父親や母親と生計を共にできない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して支給される手当である。児童扶養手当の支給に際しては所得制限判定を行っており、所得の高い受給者については手当の一部支給、または支給停止等の支給制限を行っている。 また、継続して受給可能か確認する為に、毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、年度毎に支給判定を行っている。 窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	事後	
令和5年3月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバ	児童扶養手当システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和5年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和2年9月11日 時点	令和5年3月24日 時点	事後	
令和5年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和2年9月11日 時点	令和5年3月24日 時点	事後	